

第一回口頭弁論で訴状の内容と原告2名の意見陳述

昨年12月24日に提訴した11基の福井原発の再稼働の差し止めを求めた裁判の第1回口頭弁論が、4月15日（火）に大津地裁で行われました。

原告側は、まず7名の原告代理人弁護士が訴状の内容について要点を述べ、続いて原告を代表して瓜生、今村の両氏が意見陳述を行いました。裁判所には法廷に入りきれないほどのたくさんの方が来られ、11時から報告集会を行いました。



訴状の内容1

はじめに～福島原発事故を招いた責任の所在～

訴状請求原因第1「はじめに」では、福島第一原発事故の概要、被害等を記述しましたので、詳細はこれをお読み頂きたいのですが、この関連で、このような大事故を招いた責任の所在について簡単に述べます。

例えば、私が代理人として関与した伊方原発訴訟での裁判所の姿勢です。

事故時においても、炉心溶融に至らないために国が定めた基準として、燃料被覆管の破損割合が「十分小さいこと」がありましたが、国側の唯一の専門家証人は破損割合は40%位に及ぶと証言。これではとても「十分小さい」とはいえません。ところが一審判決はこの証言は採用しがたいとしたのです。国側の唯一の権威者の証言なのにはです。控訴審では具合が悪いと思ったのか、今度は、40%の破損割合でも炉心溶融は起こらないとしました。国が定めた基準を満たせなくともOKだと、専門家でもない裁判所が言ったのです。しかし、福島第一原発事故では、現に炉心溶融が起っています。

また水素爆発の危険性についても、裁判所は簡単にこれを否定しましたが、今回の事故では、1号機から4号機のすべての原子炉で大きな水素爆発が起こっており、2号機以外は原子炉建屋が吹っ飛んでいます。

炉心の冷却装置については、外部電源が喪失しても、二台の非常用ディーゼル発電機があるから大丈夫としましたが、今回の事故では、非常用発電機は機能しませんでした。

例を挙げれば切りがありませんが、今回の事故を招いた責任の一端は、原発推進の動きに追随し、これを安易に容認した裁判所の姿勢にもあります。こうした姿勢を改め、原発の危険性を虚心坦懐に直視して、司法としての職責を果たされるよう強く求めたいと思います。

(菅充行弁護士)



訴状の内容2

原発の危険性について

第2では、原発の危険性について述べています。

原発の危険性の本質は、突き詰めると放射能汚染と被曝の問題に集約できます。

いずれも、個人の生命、身体及び財産は勿論のこと、地域社会、国家、さらには人類の存亡にさえも関わる重大でかつ深刻な問題をもたらすものであることはチェルノブイリや福島第一の重大事故で既に経験済みです。



第2では、この放射能汚染と被曝に加え、それらの災厄をもたらすもの、つまり、商業用原子炉、核燃料、核分裂反応、放射性廃棄物及び放射線などについて、できる限り基本に戻り、その原理、性質、仕組み並びに危険性等についての概略を述べています。

では、なぜ、このような今日では常識ともいえる基本的な事項について訴状でかなり多くのページを割いたかといいますと、それは、3、11後も変わらぬ裁判官の頑迷さと酷薄さ等に直面したからです。

大津地裁の仮処分事件では総括の長谷部裁判官が期日をことさらに入れずに3年近くも引き延ばした挙句転勤する等という、市民社会では絶対に容認されない職務放棄を行っており、大阪地裁等の行政事件でも観念の通知などと言う三百代言も赤面するような屁理屈をこねて門前払いをしています。

何故、このような非道を平然と行えるのかと考えたとき、彼らはもしかすると放射能汚染と被曝についての基礎知識さえないのではないのか、或は知ろうとしないのではないのか、その結果被害の深刻さについて想いが及ばないのではないのか等と思いついたからです。

貴職らが訴状をしっかりと読まれて、原告らの真剣な訴えを真摯に受け止められ誠実にこの裁判に取り組まれることを強く要望するという意味が、この原発の危険性の記述にも含まれていることを付言しておきます。

(吉川実弁護士)

訴状の内容3

新規制基準の不合理性について

- 1 福島第一原発事故により、従来の原子力規制行政と安全審査指針類の根本的な誤りが明らかとなりました。事故後、策定された新規制基準も、到底、原発事故の被害から公衆・住民を守ることができない重大な欠陥のある基準です。
- 2 旧安全審査指針類の要であった、立地審査指針、安全評価審査指針、安全設計審査指針に関する重大な不備、欠陥も放置されたままです。



安全設計審査指針に関しては、単一故障指針の維持、外部電源の軽視等を含め、根本的な誤りが放置されたままとなっています。さらに、立地審査指針と安全評価審査指針に至っては、見直し・組入すらなされていません。

- 3 とりわけ、立地審査指針に関する新規制基準の扱いは、著しく不合理であり、安全審査の

放棄と言う他ありません。

原発事故の被害から住民を守るための基準として作られた立地審査指針は、従来、重大事故や仮想事故が起きても敷地外に放射性物質は拡散しないとの評価（定義）の下、運用されてきました。重大事故をことさら過小評価し、敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるよう評価（定義）してきたためです。福島第一原発事故の惨状から、その根本的な誤りが明らかとなりました。にもかかわらず、新規制基準においては、立地審査指針の組入すらしていません。

従来の立地審査指針を維持すれば、日本中の原発が不適合になるから、なかったものにしようとしているのです。住民・公衆の安全に直結する立地審査指針を基準から除外する合理的な理由はありません。住民や公衆の安全を軽視した、不正義かつ非道徳的なものと言わざるを得ません。

4 肝心な重大事故対策については、どうでしょうか。

事故前には、重大事故対策は、重大事故等起こらないとの「安全神話」の下、原子炉設置者の「自主的な取組」とされ安全規制の対象外でした。新規制基準には、一応、重大事故対策が盛り込まれましたが、その内容は余りに貧弱で実効性を欠いています。旧指針の根本的な問題を放置し、付け焼き刃的な対策に過ぎないからです。加えて、テロ対策も不十分であり、ミサイル攻撃は全く考慮していません。これでは、住民・公衆の安全を到底守ることはできません。さらに、重大事故等対処施設に関する5年間の猶予期間を設ける等、既存の原発の再稼働の便宜を図るという本末転倒ぶりです。

5 地震・津波に係る基準も不十分です。例えば、新規制基準における耐震設計基準における基準地震動の策定方法は、原子力安全委員会が定めた従前の指針とほぼ同内容です。旧指針の下、わずか5年8ヶ月間に、6箇所の原発において、基準地震動を超過する地震動が確認されています。「地震大国」日本における耐震設計基準が如何に杜撰であったかを如実に物語っています。

6 新規制基準の根本的な問題点を挙げれば暇がありません。既存の原発は、虚構の「安全神話」に立脚するものであることが明らかになりました。新規制基準も、重大事故対策を過大評価し、新たな「安全神話」を作り、住民、公衆に被曝の受容を迫る、著しく不合理なものであります。 (藤木達郎弁護士)

訴状の内容4

福井原発群の危険性

まず指摘しておきたいのは地震の危険性です。日本は、阪神淡路大震災以降、地震の活動期に入りましたが、東北地方太平洋沖地震によって太平洋側のプレートのタガが外れた状態になったために、ますます地震が起きる可能性が高くなっています。

そうした中であって、本件で問題となっている若狭湾周辺は、訴状64頁から65頁に指摘したように非常に多くの活断層があり、しかも周辺地域では大地震が発生する中、いまだ大地震が発生していない、いわゆる地震の空白域となっており、国会で参考人として意見を述べた地震学者も、若狭湾一帯の原発は浜岡の次にリスクの高い原発であると述べているところでは



このことをさらに具体的に見てまいりますと、まず、美浜原発にあっては、敷地内に9本の破砕帯があり、そのうちの2本が原子炉直下を走っており、4本は原子炉建屋直下を走っており、これらがいずれも活断層である可能性があり、しかも東約1キロに存在する活断層である白木一丹生断層が動いた場合、これと連動する可能性も指摘されています。

次に、大飯原発にあっては、直近を走るF O - A断層及びF O - B断層と熊川断層の3連動の可能性があり、その場合、マグニチュード7. 8の大地震が想定されています。本件各原発が大地震により過酷事故を起こし原告らに人格権侵害をもたらす現実的危険は明らかと言わざるを得ません。

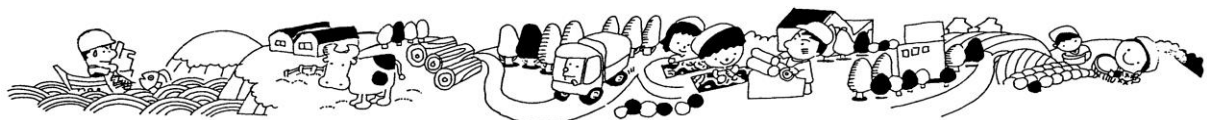
次に指摘したいのは老朽化による危険性です。本件で問題となっている原子炉の運転年数は、美浜1号機が43年、美浜2号機が41年、美浜3号機が37年、高浜1号機、2号機がそれぞれ39年、38年となっており、そのいずれもが老朽化の問題を抱えています。老朽化の問題には、応力腐食割れ、疲労破壊、エロージョン・コロージョン減肉など様々なものがあり、過去には死傷事故の原因になったものもあります。その中で、原子炉圧力容器が宿命的に抱える深刻な問題が「圧力容器の中性子照射脆化」と呼ばれる問題です。

その詳細は時間の関係上ここで詳しく説明することはできませんので訴状の71頁から72頁をご参照いただきたいと思います。たとえば高浜1号機の場合、過酷事故が起きて原子炉を急速に冷却する必要が生じた場合であっても、95度以下に冷やすと原子炉圧力容器が破壊される可能性があるのです。95度といえばそれ自体かなりの高温ですので、これでは過酷事故が起きた場合に原子炉を急冷することは不可能であると言わなければなりません。過酷事故が起きた場合に何の措置も講じることができないような原子炉はそもそも動かすべきではないのです。

ところで被告はこのような事態が生じることはないと従来説明してきました。しかし、本訴に先立つ仮処分手続きにおいて被告から開示された美浜1号機のデータに基づき東京大学名誉教授の井野博満氏らが解析を行ったところ、そうした事態が発生する可能性があることが明らかになりました。箇所によっては、たった1点だけのデータによって安全性を示すグラフを作成していることも明らかになりました。仮処分事件を審理していた裁判所は、たった1点だけのデータでも問題がないという根拠を被告に示すように求めていましたが、被告はいまだにその根拠を示すことができないでいます。そこで原告は、訴状において、美浜1号機に次いで古い美浜2号機と、最近になって脆性遷移温度が95度にも達していると発表された高浜1号機についてデータの開示を求めています。

その他、若狭湾では、過去に数多くの津波被害があったことが伝承等によって判明しており、また若狭湾の地形の特殊性から発生する特有の津波の可能性もあるが被告はこれに対する対策を講じていないこと、背後に急峻な山が迫る立地から土砂災害や深層崩壊の危険に晒されており、これについては有効な対策の取りようがないことといった人格権侵害の現実的危険を含む問題が数多くあります。

裁判所におかれては、こうした危険の数々について、真摯に向き合い審理を進めていただきますようお願いする次第です。
(石川賢治弁護士)



訴状の内容5

われわれが受ける被害

被告が所有する原発において放射能が漏れる事故が起きた場合は、われわれはどの程度の被害を受けるのでしょうか。

それは、どの程度の規模の放射能漏れ事故が起こるのかによって変わってきますが、例えば、原子力規制委員会が公表した大飯原発で事故が起こった場合の被害予測シミュレーションでは、原発から南の32.2キロメートルの地点で1週間の実効線量が

100ミリシーベルトに達するとされています。滋賀県内で見ると三国岳付近まで来ています。

この1週間で実効線量が100ミリシーベルトというのがいかに多いかということは、例えば、福島原発事故の例でいうと、大熊町や双葉町で事故後1年間の積算の推定線量が200～400ミリシーベルトとされていることから理解できると思います。

滋賀県も福島原発事故を参考にしたシミュレーションをしています。これによれば、高島市や長浜市の一部において、24時間の実効線量が4～20ミリシーベルトに達するという結果が出ました。国際放射線防護委員会から一般人の被曝限度が1年間に1ミリシーベルトとするよう勧告されていることや、原発で働く労働者の許容線量が5年間で100ミリシーベルトとされていることから、1日で4～20ミリシーベルトという数字の大きさが理解できると思います。

これらの予測は、福島原発事故を参考にしたもので、実際にはこれらの被害予測よりももっと悲惨な被害が生じる可能性もあります。また、人体に対する影響だけでなく、琵琶湖が放射能で汚染されることも重要です。平常時の飲料水の基準は、1リットルあたり10ベクレルです。滋賀県がシミュレーションした結果では、最悪の場合、北湖の2割にあたる水域で1リットルあたり200ベクレルを超える状態が10日間程度続くとされています。

琵琶湖の水が汚染されるということは、飲み水が汚染されるということです。放射能で汚染された水を飲むということは、体内から被曝するということです。例えば放射性のヨウ素であれば甲状腺にたまり、そこから長期間被曝し続けることとなります。われわれの命や健康が脅かされることとなります。

(高橋陽一弁護士)



訴状の内容6

原発を運転することの犯罪性

原発を運転することの犯罪性について、概略を述べます。

まず、原発には公益性はありません。

電気が公共財であり、発電設備や送電設備が公益性を有していることは、疑いようのない事実です。電気がなければ市民生活も経済活動も成り立たないからです。

原発の必要性を肯定する人は、原料資源が乏しい日本が国際競争に勝ち抜くためには安定した電気が不可欠であり、また電力が十分



でなければ国民生活そのものが成り立たないなどと主張し、その電源として原発が必要と主張しますが、この論理は、電気が必要だという事実から直ちに原発が必要だという結論を導いており、論理的誤りをおかしています。

2項の原発が無くても電力需要を満たすことができるに記載したとおり、現時点において、原発を稼働させなくても電力需要を満たすことはできます。さらに、今後は再生可能エネルギー由来の発電の増加が見込まれており、新しい火力発電設備の稼働によって発電量を増加させることもでき、原子力に頼らなくても電力需要をまかなえます。需給調整契約の活用によって、電力使用量を抑制し、原子力発電がなくても停電を回避できます。

原発に公益性はないのです。

公益性が無いにもかかわらず、被告のように経済的な動機で原発を運転することは犯罪的といえます。

なぜならば、原発を運転すると処分が出来ない核廃棄物が大量に生成されて増加し続けるからです。青森県六ヶ所村の再処理工場がほとんど稼働できず、高速増殖炉もんじゅが運転不能の現状にあり、アメリカ、フランス等の原発先進国が高速増殖炉計画を断念しています。もはや核燃料サイクルなるものの構築が不可能であることは世界的な認識です。

今や、使用済み核燃料プールが、行き場のなくなった使用済み核燃料の保管施設になってしまっています。

ところが、「4 使用済み核燃料プールの危険性」で指摘したように、使用済み核燃料プールの危険性こそが、原発を運転することの犯罪性を顕著に表すものといえます。

福島第一原発事故では、自衛隊のヘリコプターが、3号機の上空から水をかけるニュース映像に、多くの人々が固唾を飲みました。

大量の使用済み核燃料が、完全に冷却機能を失ってしまったのです。

自衛隊の作戦によって大量の使用済み核燃料が原子炉建屋のプールに保管されており、それが絶え間ない冷却を必要としているという危険な現実が白日の下に晒されました。原子炉はもちろんのこと使用済み核燃料プールも同様に大きな脅威であるという現実が突き付けられました。

頑丈な圧力容器、格納容器で封じ込めているのと異なり、むき出しのまま保管している使用済み核燃料プールが危険であることは当然のことです。使用済み核燃料は、近づけば即死する程の高濃度の放射線を出し続けるため、長期間冷却水を循環させて崩壊熱を除去し、放射線を遮断し続けなければならない極めて危険な放射性物質の塊です。

被告が本件各原発を再稼働すれば、行き場のない使用済み核燃料がさらに増え、使用済み核燃料プールの危険性が増幅され、原告らを含む日本国民はもちろんのこと他国の人々にも脅威を与え続けることは明らかであり、犯罪的であるというべきです。

(杉田哲明弁護士)

訴状の内容7

安全性の立証責任は電力会社に

原告らの大部分は、本件各原子炉から数十キロ、遠い者でも115km内に居住しています。福島第一原発事故の例をみても、本件各原発で過酷事故が起こったとき、原告らの生命、身体、健康が危機にさらされ、その生活の基盤が失われるのは明白です。原告らは、



人格権及び生存権に基づく妨害予防として、被告に対し、本件各原発の運転の差止めを求めることができます。

従来の司法は、原発の危険性を訴える住民らの訴えをほとんど退けてきました。その結論を導く論理に使われたのが、伊方原発最高裁判決を曲解した立証責任論でした。電力会社は、これほどの危険物を安全であると称して運転しようとするわけですから、安全であることの立証責任は電力会社に負わすべきです。

過去の安全審査指針類は不合理であったことが明白になりました。新しい規制基準は、それを満たせば安全というものではないということを田中俊一規制委員会委員長自身が明言しています。本件各原発は、過去の安全審査指針類に適合していても何ら安全を担保しないし、仮に、将来、新規制基準に適合しているという判断が出て、何ら安全を保障しないのです。被告は、指針や基準に頼ることなく、安全性を立証しなければなりません。

脱原発は国民の多数の意思なのに、立法府や行政府がこれを汲み取る意思を持っていない現在、原発を止めることができるのは司法しかありません。福島第一原発事故のあとも、原子力ムラの体質は全く変わっていません。このままであれば、また第2の過酷事故が起こります。原発はいずれゼロになります。第2の過酷事故が起こる前にすべての原発を廃炉にできるかどうか、それが今問われています。そのための裁判です。裁判所の賢明な判断を求めます。

(井戸謙一弁護士)

原告意見陳述1(瓜生昌弘氏)

事故がおこった時に手に負えなくなるような技術は決して使ってはならない

福島第1原発の事故は、それまで私が原発に対して抱いていた不安、恐れ、疑問を極め悲惨な形で具体化させるものでした。

私は、これまで原発に対する疑問をもちながらも、声をあげることをしてこなかった、そうした反省を含め、二度とこのような悲惨な事故をくりかえさせてはならないという思いから、この原発訴訟に参加しました。

福島の原発事故からは、多くの教訓を導き出さなければならないと思いますが、「事故がおこった時に手に負えなくなるような技術は決して使ってはならない」ということを最大の教訓としなければならないと思います。福島の事故は、三年が経過した現在もまったく収束していないこと、放射能汚染が広範囲にひろがっていること、健康被害のリスクが高まっていること、事故収束のためには莫大な被曝労働が必要であること、さらに被害額は金銭面だけでも数十兆円以上といわれており、数十兆を支払っても被害の修復は一部にとどまる公算が高いといわれており、原発災害の深刻さを物語っています。

原発の安全性を保障するための新規制基準が定められ、それに基づいた再稼働に向けた審査が行われていますが、ここには重大な問題がいくつもあります。

第一は、新規制基準そのものの問題です。これについては、訴状のなかで詳しく論じられていますので省略しますが、安全性の点からみてハードルが低いし、抜け穴もあり、「世界一厳しい基準」ではなく、原発再稼働容認のための基準であるといわざるを得ません。

第二は、仮に新規制基準がさらに見直されたとしても、それを満足しておれば事故は100%防げるかということ、そうはならないだろうということです。端的な例が福島原発事故です。誰

があの地震と津波を予想したでしょうか。従来の基準はあの自然災害に対して全く役に立たなかったのです。2007年に中越沖地震をふまえて見直された基準地震動に対しても「設計の余裕の範囲内」として補強はされていませんし、新規制基準でも、耐震設計の基本である基準地震動が根本的に見直される見込みは無いようです。また、新規制基準では、新たに基準津波という概念が導入されましたが津波高の予測方法は確実だとはいえません。要するに自然災害については人知を超える部分があり得るということです。

また、基準どおりに施工されているかの確認審査が困難という問題もあります。たとえば、新規制基準では、電気ケーブルは火災時における延焼防止のため、延焼防止剤を塗ることになりましたが、電気ケーブルは原発一基あたり2000kmにも及びます。塗り方によって効果が異なりますが、全線についてその確認をすることはとても困難です。このことは他の設備にも同様のことが言えます。すなわち、施工上のリスクがどうしても残存するのです。

さらに、老朽化の問題があります。笹子トンネル事故に見られたように、今多くの公共施設の老朽化対策が大きな課題になっています。原発の部品点数は1基あたり1000万点を超えるといわれています。これらの部品レベルまでの管理はとても困難が予想されるし、経年的にリスクが高まっていかざるを得ません。

以上のように、いくら頑張っても原発のリスクはゼロにはならないのです。したがって、「事故が起こったときに手に負えなくなる」危険性は排除できないのであり、このような原発を稼働させてはなりません。

一方、原発周辺自治体では、「原発には絶対的安全はない」として避難計画の策定作業が行われていますが、そもそも、どの程度の規模の事故を想定するかについて明確な根拠を設定できないという根本的な問題があります。そして、福島で見られたように、道路の大渋滞が発生すると「完全に避難はできない」が避難に関する主要な検討結果となっています。このように、原発の事故が起これば周辺住民への深刻な被害は避けられず、さらに、福井原発群の琵琶湖への影響を考えると、その影響は近畿1450万人にも及びます。すなわち、「原発には絶対的な安全はない」という前提条件から導き出される結論は、避難計画の策定といった対症療法ではなく、原発を稼働させない、そして原発をなくしていくことしかあり得ません。

これまでの多くの原発裁判では、原発の危険性を指摘する原告の訴えが退けられていますが、そうした裁判所の判断の積み重ねが福島原発事故を防ぐことができなかった原因であると言えます。「絶望の裁判所」という本が出版され、裁判官のあり方が話題になっていますが、私たちは裁判所にまだ絶望していないからこそ訴えているのです。裁判所が原発の危険性にしっかりと向き合い、福島事故をふまえた国民の期待にこたえる判断を示していただくようお願いして私の意見陳述をおわります。



次回は7月8日(火)10:00から

大津地裁1号法廷

※法廷に入りきれないことも想定されます。滋賀弁護士会館4階大会議室も用意しており、ビデオ上映等についても行うことを検討しますので多数ご参加ください。

原告意見陳述2(今村真理子氏)

ふるさと湖西の豊かな自然と生態系を守りたい

私の住む田志賀町は、大飯原発から約44キロ圏内に位置し、比良山脈が急激に琵琶湖に落ち込む、美しい山と湖からなる南北に細長い町です。その美しさを愛し、春秋は登山、夏は水泳、冬はスキーと、遠方から多くの人々が訪れています。また自宅の庭には鹿、キツネ、雉が遊ぶ豊かな自然に溢れた素晴らしい町です。

もし、福島原発事故のような事故がおきれば、この豊かな自然、生態系で生きる動植物の被る被害は甚大であり、生き物たちに命を託された私たち人間に課せられた責務は重大だと思います。

ところが、政府は12日エネルギー基本計画を閣議決定し、公約に違反して、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、再稼働への道を開きました。

規制基準は、住民の避難計画などが審査対象となっていないし、福島原発事故から3年たった今も14万人近くの方が避難生活を送られ、事故はいまだに収束できていません。何より事故の原因がまだ究明されておらず、その教訓が導かれていない状態で作られた規制基準は、本当に「世界で最も厳しい」基準と言えるのでしょうか？

また、核燃料ゴミ問題が解決していないことが最も重大な問題だと私は思います。

ブルトニウムの再処理工場は17年も完成が遅れており、使用済み核燃料の貯蔵が限界に近くなっていますが、夢の増殖炉、「高速増殖炉もんじゅ」は20年間ほとんど運転していません。高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設先も未決定です。美しい日本が、そしてみどりの地球が、核のゴミの星になってしまう！ 止めるのは、いま。それは私たちの責務です。

広島・長崎の原爆による犠牲者は約38万人、そして福島原発事故で放射能の恐ろしさをまたも体験した日本が、なぜ、安全神話が崩壊した原発再稼働に逆戻りするのでしょうか

私は日本国憲法の基本概念である三権分立に期待します。行政府の権力を司法権で裁いていただきたいのです。日本国憲法に保障された国民の基本的な人権、幸福追求権、生存権を守っていただきたいと望みます。

「疑わしきは罰せず」は刑事裁判の原則ですが、「(安全が)疑わしきは(原発を)稼働せず」と国民のために裁判所が判断されることを心からお願いいたします。